

家庭ごみ・資源物の分け方出し方ポスター

- ごみを出す袋には必ず名前をフルネームで書いてください。
- 収集日の朝8時まで、決められたステーションへ出してください。(お住まいの集落以外のステーションには絶対に出さないでください。)
- 決められた出し方をしないと、収集できない場合があります、付近の方に迷惑がかかります。



出す場所		記名	区分	ごみ袋	種類及び主な品目	
ごみステーションへ出すもの	記名が必要	もえるごみ指定袋	もえるごみ	紙くず 紙おむつ	プラスチック類 容器包装は除く プラスチック製ハンガー (金属製は「もえないごみ」) ボールペン 子ども用おもちゃ (プラスチック) その他 使い捨てカイロ	皮類・ゴム類 生ごみ つぎのようなごみは「資源物」として回収します その他の紙 ティッシュペーパーの箱 お菓子の箱 チラシ 各種包装紙 紙袋 トレイ 古着 ペットボトル プラスチック製容器包装
			もえないごみ専用袋	金属類 空き缶類 小型電機製品 少量の陶器類・ガラス類 その他	板・木ざね・トタン類 針金・傘類	ひもでしるる 箱
			不要	中型の金属類 大きさが50cm以下の立方体の金属類 (袋に入れずに直接名前を書いて出してください。)	カセットテープ・ビデオテープ	危険物 灰類
			有書ごみ	蛍光灯 水銀体温計 乾電池	「もえるごみ指定ポリ袋」 に入れ、「フ」と「記名」をして出してください。 商品を入れていたもの(バック、袋、ボトル、箱など)や包んでいたもの(ラップ、フィルム、包装紙など)が対象です。	《対象にならないもの》 →「もえるごみ」へ ・汚れの取れないもの ・製品として使用するもの (例)・パケツ(小)・ストロー ・じょうろ ・歯ブラシ ・ボールペン ・ハンガー ・クリーニングの袋
資源物回収ステーションへ出すもの	記名は不要	もえるごみ指定袋	資源物	プラスチック製容器包装 ・袋類 ・お菓子、パンの袋 ・スーパーの袋、ポリ袋 ・ボトル類 ・シャンプー、洗剤 ・カップ、パック類 ・アイス、プリン、カップ ・たまご、納豆のパック ・発泡スチロール ・白色トレイ、荷物保護用緩衝材、魚箱 ・その他かき出すもの ・薬(錠剤)銀色の包装 ・ネット類(もも、みかんなど) ・オードブルの皿 など	新聞紙 雑誌 段ボール その他の紙 紙バック	透明な袋 「化粧品のびん」 PETボトル
			粗大ごみ	不要	犬・猫の死体 *利用できる時間 平日 AM9:00~12:00 PM1:00~4:30 エコパーク寒川 飯山市大字照岡2600-1 ☎69-1085	ごみの運搬に当たっては以下の点に注意してください。 ・必ずごみを出した人が運んでください。 (同居の家族以外の方が運ぶことは法律で禁止されています。)
			事業系のごみ	飲食店、食料品店、各種商店、工場、事務所、会社などの事業所等から事業活動に伴って出るごみは「産業廃棄物」として法律で自ら処理することが義務づけられていますが、厨芥類や缶類などの一般家庭から出るごみと同様のごみは、右記の方法により有料で処理してください。	●市内の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する 臨時ごみ・事業系ごみの収集 (粗大ごみ等も取り扱います) 市内一般廃棄物収集運搬許可業者 (有)松原商事 Tel: 62-1544 (有)水野商店 Tel: 62-2231 収集運搬料金や手続きなどは各業者と相談してください。	●エコパーク寒川へ直接搬入する ・再生利用可能な紙類、プラスチック製容器包装及びガラスびんは受け入れできません。 ・手続きが必要となる場合がありますので、詳しくはエコパーク寒川へお問い合わせください。 ・処理料金は以下のとおりです。(料金は令和2年4月現在) ○「もえるごみ」「もえないごみ」…10kgあたり26円 ○「粗大ごみ」…10kgあたり5223円 ※少量であればステーションを管理する区の同意を得たうえでごみステーションを利用できますが、必ず事前に市へ届出し指示を受けてください。 排出量に応じて処理手数料がかかります。
			処理できないごみ	次のものは、エコパーク寒川では処理できないので、販売業者、一般廃棄物収集運搬許可業者又は産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。 ○産業廃棄物…農機具、多量のプラスチック・発泡スチロール、農業用ビニールシート・マルチ、多量の米袋・肥料袋・建築廃材など ○有害物・爆発引火物…農薬・廃油・塗料等の残留した容器類、消火器、プロパン、ガスボンベなど ○適正処理困難物…ペット砂(土・砂でできた物)、鉄塊、トランス、コンプレッサー類、銅棒、銅板(厚さ2mm以上)、スプリング、ワイヤーロープ、コンクリート、便器、銅板製ローラー浴槽、タイヤ、ガレキ、バイク、バッテリー、自動車部品、自動車部品、漬物用おしなど ○テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等の家電4品目は、リサイクルの方法がそれぞれ個別法により定められているため、エコパーク寒川に持ち込むことはできません。	家電4品目 以下の家電4品目は法律でリサイクルが義務付けられており、処理できません。販売店にリサイクル料金と運搬手数料を支払って引き取ってもらうか、一般廃棄物収集運搬許可業者に料金を払って処理を依頼してください。 エアコン テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	